

新旧対照表
【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財閥第802号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について	知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について
標記のことについては、平成19年7月1日から、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閥第100号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知の上、関係職員及び関係者へ周知徹底されたい。なお、下記の第1章及び第2章において「知的財産」、「侵害物品」、「侵害疑義物品」、「認定手続」、「疑義貨物」、「権利者」、「輸入差止申立て」、「申立人」、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会」、「自発的処理」及び「認定手続における専門委員意見照会」の各用語の意義は、関税法基本通達69の11～69の21-1の定めるところにより、第3章において「輸出差止申立て」（第1章及び第2章における場合を含む）、「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会」及び「認定手続における専門委員意見照会」の各用語の意義は、関税法基本通達69の2～69の10-1の定めるところによる。	標記のことについては、平成19年7月1日から、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閥第100号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知の上、関係職員及び関係者へ周知徹底されたい。なお、下記の第1章及び第2章において「知的財産」、「侵害物品」、「侵害疑義物品」、「認定手続」、「疑義貨物」、「権利者」、「輸入差止申立て」、「申立人」、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会」、「自発的処理」及び「認定手続における専門委員意見照会」の各用語の意義は、関税法基本通達69の11～69の21-1の定めるところにより、第3章において「輸出差止申立て」（第1章及び第2章における場合を含む）、「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会」及び「認定手続における専門委員意見照会」の各用語の意義は、関税法基本通達69の2～69の10-1の定めるところによる。
記	記
第1章 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の取扱い	第1章 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の取扱い
輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、次により実施するものとする。	輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、次により実施するものとする。
1～4（省略）	1～4（同左）
5 意見聴取の場への出席者確認	5 意見聴取の場への出席者確認
(1) 申立先税閥の本関知的財産調査官は、意見聴取の場に出席する当事者に対して、意見聴取の場における意見陳述は簡潔に行うこと等を案内するとともに、原則として意見聴取の場の開催の日の7日（行政機関の休日を含まない。）前までの日に、出席予定者（代理人、下記(2)の補助者を含む）の会社名、役職、氏名及びふりがなを書面にて提出するよう求めるものとする。 <u>代理人、補助者にあってはその別も併記する。</u> なお、代理人については、既に提出されている場合を除き、当事者との委任関係を証する書類の添付を求めるものとする。	(1) 申立先税閥の本関知的財産調査官は、意見聴取の場に出席する当事者に対して、意見聴取の場における意見陳述は簡潔に行うこと等を案内するとともに、原則として意見聴取の場の開催の日の7日（行政機関の休日を含まない。）前までの日に、出席予定者（ <u>下記(2)の補助者を含む。</u> ）の氏名及び会社名（役職）を書面にて提出するよう求めるものとする。
(2) 総括知的財産調査官は、意見聴取の場に当事者が出席する場合には、原則として他の当事者と同席させるものとする。また、当事者が当事者又はその代理人を補助する者（以下この章において「補助者」という。）の参加を求める場合であって、意見聴取の場の進行に特に支障がないと認められるときは、補助者が参加できるものとする。	(2) 総括知的財産調査官は、意見聴取の場に当事者が出席する場合には、原則として他の当事者と同席させるものとする。また、当事者が当事者又はその代理人を補助する者（以下この章において「補助者」という。）の参加を求める場合であって、意見聴取の場の進行に特に支障がないと認められるときは、補助者が参加できるものとする。
(注) 意見聴取の場において、当事者が営業秘密等他の当事者に開示することにより自己の利益が害されると認められる事項について述べる必要がある	(注) 意見聴取の場において、当事者が営業秘密等他の当事者に開示することにより自己の利益が害されると認められる事項について述べる必要がある

新旧対照表
【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財閥第 802 号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
場合であって希望する場合には、他の当事者と同席することを要しないものとする。	る場合であって希望する場合には、他の当事者と同席することを要しないものとする。
6 陳述要領書等の提出 (1)～(2) (省略) (3) 当事者は、意見聴取の場において、技術的内容などの説明を目的として物品の提示又はその実演をすることができる。ただし、当該物品の提示又はその実演については意見・証拠として扱わないので留意する。なお、意見聴取の場の円滑な進行のため、物品の提示又はその実演を希望する場合には、原則として、意見聴取の場の開催の日の 7 日（行政機関の休日を含まない。）前日の日までに申し出るよう求めることとする。	6 陳述要領書等の提出 (1)～(2) (同左) (3) 当事者は、意見及びその証拠として扱わない技術的内容の理解の助けとなる参考として、意見聴取の場で物品の提示又はその実演をすることを、原則として、意見聴取の場の開催の日の 7 日（行政機関の休日を含まない。）前日の日までに申し出ることができる。
7 意見聴取の場 総括知的財産調査官は、以下の手順により意見聴取の場を進行するものとする。 <u>また、総括知的財産調査官は、意見陳述の場の円滑な進行の観点から、当事者の意見陳述又は反論について簡略化を促し、又は必要があると認められるときは、中断を求めることができるものとする。</u> なお、意見陳述の場において、当該申立てと無関係かつ専門委員に予断を与える恐れのある意見陳述又は反論が行われた場合には、当該意見陳述又は反論を除外して専門委員意見書を作成するよう、意見聴取の場又は後日であって専門委員意見書作成前に、専門委員に対して注意喚起するよう努めることとする。 (1)～(4) (省略) (5) 当事者の意見陳述 イ (省略) ロ 当当事者の代理人又は補助者は意見陳述できるものとする。 ハ 双方の意見陳述が終了した後、相手方が行った意見陳述の内容についての反論に限りその機会を与えるものとする。 <u>(削除)</u> (6)～(9) (省略) 8～14 (省略)	7 意見聴取の場 総括知的財産調査官は、以下の手順により意見聴取の場を進行するものとする。 (1)～(4) (同左) (5) 当当事者の代理人又は補助者は意見を陳述することができるものとする。 ハ 双方の意見陳述が終了した後、相手方が行った意見陳述の内容についての反論の機会を与えるものとする。 <u>(注) 総括知的財産調査官は、意見陳述の場の円滑な進行の観点から、当事者の意見陳述又は反論について説明の簡略化を促し、又は必要があると認められるときは、説明の中止を求めるものとする。</u> (6)～(9) (同左) 8～14 (同左)
第 2 章 認定手続における専門委員意見照会の取扱い	第 2 章 認定手続における専門委員意見照会の取扱い

新旧対照表
【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財閥第802号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>認定手続における専門委員意見照会は、次により実施するものとする。</p> <p>1～5 (省略)</p> <p>6 意見聴取の場を開催する場合の取扱い</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 意見聴取の場への出席者確認</p> <p>イ 対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場に出席する当事者に対して、意見聴取の場における意見陳述は簡潔に行うこと等を案内するとともに出席予定者<u>(代理人、下記口の補助者を含む。)</u>の会社名、役職、氏名及びふりがなを書面にて提出するよう求めるものとする。代理人、補助者にあってはその別も併記する。なお、代理人については、既に提出されている場合を除き、当事者との委任関係を証する書類の添付を求めるものとする。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>7 意見聴取の場</p> <p>総括知的財産調査官は、以下の手順により意見聴取の場を進行するものとする。<u>また、総括知的財産調査官は、意見陳述の場の円滑な進行の観点から、当事者の意見陳述又は反論について簡略化を促し、又は必要があると認められるときは、中断を求めることができるものとする。</u>なお、意見陳述の場において、当該認定と無関係かつ専門委員に予断を与える恐れのある意見陳述又は反論が行われた場合には、当該意見陳述又は反論を除外して専門委員意見書を作成するよう、意見聴取の場又は後日であって専門委員意見書作成前に、専門委員に対して注意喚起するよう努めることとする。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 当事者の意見陳述</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 当事者の代理人又は補助者は、意見陳述できるものとする。</p> <p>ハ 双方の意見陳述が終了した後、相手方が行った意見陳述の内容についての反論に限りその機会を与えるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>認定手続における専門委員意見照会は、次により実施するものとする。</p> <p>1～5 (同左)</p> <p>6 意見聴取の場を開催する場合の取扱い</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 意見聴取の場への出席者確認</p> <p>イ 対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場に出席する当事者に対して、意見聴取の場における意見陳述は簡潔に行うこと等を案内するとともに出席予定者<u>(下記口の補助者を含む。)</u>の氏名及び会社名(役職)を書面で提出するよう求めるものとする。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>7 意見聴取の場</p> <p>総括知的財産調査官は、以下の手順により意見聴取の場を進行するものとする。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 当事者の意見陳述</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 当事者の代理人又は補助者は、意見<u>を陳述する</u>ことができるものとする。</p> <p>ハ 双方の意見陳述が終了した後、相手方が行った意見陳述の内容についての反論の機会を与えるものとする。</p> <p><u>(注) 総括知的財産調査官は、意見陳述の場の円滑な進行の観点から、当事者の意見陳述又は反論について説明の簡略化を促し、又は必要があると認められるときは、説明の中断を求めるものとする。</u></p>

新旧対照表
【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財閥第 802 号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(7)～(10) (省略) 8～1 2 (省略)	(7)～(10) (同左) 8～1 2 (同左)